

令和 7 年あきる野市農業委員会 1 月総会議事録

令和 7 年 1 月 27 日（月）午後 1 時 30 分、令和 7 年あきる野市農業委員会 1 月総会は、あきる野市役所本庁舎 5 階、503 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 金澤知行、森みな美

議事日程

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第 2 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について |
| 第 3 号議案 | 農地法第 4 条の規定による許可申請の進達について（継続議案） |
| 第 4 号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第 5 号議案 | 農地法第 46 条の規定に基づく国有農地等の買受申込者に関する意見の照会について |
| 第 6 号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。今年に入りまして初めての総会となります。初めてお会いする方もいらっしゃると思いますので、改めまして、あけましておめでとうございます。今年1年よろしくお願いいたします。それではこれより、令和7年あきる野市農業委員会1月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。今年初めてです。今年もよろしくお願いいたします。去年は年明けに心配なことが多かったのですが、今年はそういうことがなく、一応穏やかに済んでいるかなという感じです。それから去年から引き続きですけど、物価高で原油が高いとかお米が高い状況になっていますけど、最近お米の方は農水省が放出するということで、10分の1ぐらいでしようかね、お米を市場に出すということで、値を下げるというんですけど、それを聞いてて思ったのは、やっぱり、原油とかガソリンとか電気代が高くなって、これはお金でしかやりようがない、放出するという手段がないんですけども、お米については国内で生産しているものですから、放出するということができる。やはりお米、農家が作って頑張っているのは非常に大切なことで、いろいろ相続等で農地が減っているんですけども、できるだけ農業委員会として農地を守った方がいいのかなと。ただ、それはその家々の事情があって無理に残してくれというのはできませんが、できるだけ農地を残すようなことをしていった方がいいんじゃないかなと。結局最終的には農家のためだけでなく、国民のためになるだろうと。そういうことを考えたので、農業委員会としてもできるだけ農地を存続して、農家を守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は2組呼びしていますので、今日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、1月14日に開催された西多摩地区農業委員会検討会に堀江職務代理、事務局長、私の3名で出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は山崎健委員と大福委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が2件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和7年1月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。1月22日に野崎委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。場所は地図の9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この圃場の奥が被相続人の□□□□さんのご自宅になります。地目の方は畑と山林に分かれています。現況としては畑として一体利用されています。主に果樹が栽培されていて、梅が7本、栗が4本、柿が4本植えられて、手入れは行き届いていました。また、20メートルほどのハウスが1棟あり、苗の資材などがあり、育苗の施設として使われておりました。□□□□さんはJAの直売所で出荷していたのですが、その時に梅干しが出ておりましたが、それは申請者の○○○さんが加工していたように思います。旦那さんもここで定年されて、一緒に農作業をされている姿もお見受けします。特に問題はないかと思いますが、本人もいらしておりますので、今後の計画など聞けたらなと思っております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしければ、ご本人をお呼びします。それでは○○○○さんに入ってください。

(○○○氏ご夫妻 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

(○○○氏) よろしくお願いいたします。

(議長) 早速なのですが、今までの営農状況と今後の目標等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(○○○氏) はい。●●に住んでいます、□□□□の長女の○○○○と申します。主人の○○○△△です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。○○○ー○、△△△ー△、この2筆については両親が植えました梅が7本、柿が4本、栗が4本、ミカンが4本、そして兄が使用していたビニールハウスが2棟ございます。兄の他界後、そして両親の介護期間中は主人と2人、そして兄嫁である□□△△と一緒に下草の管理と、主に梅の剪定、柿の剪定を作業してきました。ビニールハウス内では父から教えてもらった苗作りを中心にやってきました。今後も継続して維持管理をしていくつもりでございます。ここ数年収穫した果樹については近隣の方に販売したり、お裾分けしたり、自家消費したりしていました。今後は他の畑もありますので、他の畑と共に収穫した物をできれば五日市ファーマーズセンターの仲間入りをさせていただいて、出荷を検討したいと思っております。今後ともどうぞご指導よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、ご本人からご説明いただきましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) 大福です。よろしくお願いします。

(○○○氏) お願いします。

(大福委員) 本日はお越しいただいてありがとうございます。あの、ご自宅の前の畑について少し伺います。梅がきれいに手入れされていたのですが、そちらの梅の手入れというのは○○○さん、ご主人も含めて、そちらでここ最近管理されていたような感じでしょうか。

(○○○氏) はい。ずっと、あの、剪定作業は父がやっていましたが、梅の管理は母が中心になってやっていました。梅干しを漬けて出荷したりするものは母がほとんどやっていました。数年前、

母ができなくなってから全が私がやっています、また、主人が定年退職を迎えますので、今年の剪定作業は主人が主にやっていました。今後も継続して2人で管理をしていきたいと思っています。

(大福委員) はい。ありがとうございます。あの、かなりの量が採れるような感じで、きれいに手入れされておりましたので、自家消費等あるとは思いますが、しっかりとした加工の技術をお持ちのようなので、直売所等、先ほどお話ありましたが、直売所等の出荷も今後検討させていただいて、畑を生産の場として今後ご活用していただければなと思っております。ぜひ、ご主人と共に畑の管理をよろしく願いいたします。

(〇〇〇氏) ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) 他にご質問ございますか。

(小川委員) 小川と申します。よろしくお願いします。

(〇〇〇氏) お願いします。

(小川委員) 今回2筆だけ出ているんですけど、他の所の状況はどうなんでしょうか。それを教えていただけますか。

(〇〇〇氏) はい。〇〇〇-〇に隣接して□□□-□という所に●, ●●●㎡ほど、今回、特定生産緑地への申請を出してあります。それは父が存命中に4月に出したもので、一応通りまして、ここで告示されると思うのですが、そこの維持管理も主人がハンマーモアを習い、トラクターを習い、やっていますので、これから維持管理して、ちょっと石があそこはゴロゴロなので、肥料を入れて、今、半分ぐらいしか耕作はしていないのですが、回すにはちょうどいい広さなので、順繰り順繰りに作物を作ってやっていきたいと思っております。

(小川委員) はい。ありがとうございます。草を作らないように、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(〇〇〇氏) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。それでは、〇〇〇さん、本日はご足労ありがとうございました。

(〇〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 大切な農地ですので、ぜひお守りください。

(〇〇〇氏) はい。ありがとうございました。

(〇〇〇氏ご夫妻 退室)

(議長) 他に何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第3号議案、経路14ですが、こちらは先月からの継続議案となります。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案(継続議案)、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するも

のとする。令和7年1月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・経由14 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由14について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。場所は地図の11ページをご覧ください。本件は前回の総会から引き続き審査となっておりますので、場所の説明、現地の状況については省略させていただきます。本件は農業用施設用地への転用を都知事に進達するものなんですけれども、現状すでに駐車場やコンテナ倉庫などが設置されているため、追認的許可の申請となります。本配られました資料の中に始末書を書いていただいております。また、本人もいらしておりますので、皆さまからご質問いただければと思います。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) すみません。事務局の方から特にこの始末書については、何かありますか。

(議長) では、始末書について説明を。

(事務局) はい。今回こういった始末書というものを〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんから出していただいたのですが、農地法の中で違反転用をした場合、農業委員会の方から、今後はこういったことはやりませんという旨の書面を出していただくことができとなっております、今回それに則って〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんから始末書を出していただきました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんとしては今後、●●●で営農を続けていきたいとおっしゃっておりまして、また、農業委員会ともぜひ友好な関係を築いていきたいというようにおっしゃっております。本日はご本人様に来ていただきまして、この後もし説明していただくのですが、今回申し訳ございませんでしたということで、ご説明あると思いますので、ぜひ聞いていただいた上でご質問とかありましたら、していただければと思います。以上です。

(議長) 何かご質問・ご意見ございますか。

(野崎委員) これは何かの書類に添付する形になるのですか。

(事務局) はい。一応、東京都の方に許可申請書というのがあるんですけど、そこに添付して送ろうと思っております。

(議長) 他にご質問ございますか。

(嶋崎委員) じゃあ、ひとつ。まあ、始末書は始末書としてね、いいと思うんですけど、その、農業会議とかそういう所として、こういうことやった時の違反ですよ、一応。違反に対する罰則がこれになる訳？始末書になる訳ですか。顛末書か。

(議長) ええ、始末書・・・

(嶋崎委員) そういうことですか。

(議長)・・・はい。

(事務局長) そういう形になりますね。

(山崎勇委員) 1点、いいですか。要するに東京都の許可になりますよね。東京都の方はこういう形を取ればいいよと言ってるものなのか、それともケースバイケースになるのか。多分、嶋崎さんが言ってるのもかなり、要するにこれ出せばいいじゃないかということになってしまうのか。

(嶋崎委員) そうそう。

(山崎勇委員) その辺はどうなんですか。直接聞けないのかどうなのか、東京都としての感触というのはどうなのですか。

(事務局) 一応、ケースバイケースにはなりまして、原則は原状回復と言いまして、畑に戻してもらうというのが原則ではあります。ただ、農地の区分によって転用できる農地の種類がありまして、それに則って、今回の場所が一番許可できるような、原則許可の土地になっております。そういったことから、今回は原状回復ということは取らず、追認という形はどうでしょうか？と、東京都からそういうご提案があったので、今回このようにさせていただいております。例えば農振農用地のような、第1種農地と呼ばれている所だったりすると、そういった追認とはできないので、もう原状回復をしてください、というのが相当にはなります。

(山崎勇委員) なるほど。はい。

(議長) 何かご質問他にありますか。

(小澤委員) あの、建物だとか、土地、課税はどういった形に最終的にはなるのかな。

(事務局) 課税はおそらくですけど、農業用施設という課税があったはずなので、それになってくるのかなと思います。

(議長) 現状で課税課がやるんですよね？

(事務局) そうです。我々は分からないです。

(議長) 他に何か、よろしいですかね。本人が来ていますので。現場責任者の方ですよね。

(事務局) 役員の方で、〇〇さんという方が。

(議長) では、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんに入っていただきます。ぜひよろしくお願いいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。こんにちは。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、農地法第4条の追認に至った経緯や、農地所有適格法人として今後の地域の農業への関わり方について、ご説明していただきたいと思います。お願いいたします。

(〇〇氏) はい。今、建物が建っている●●●●●番に建物を建てました。●●●㎡ということで話を伺っていたのですが、その後どうしても工場で使うフォークリフトという移動する車があるのですが、それが走るためにどうしてもコンクリートが必要になりまして、コンクリートを敷きました。そのために結果的に平米数を超えてしまいました。申し訳ございませんでした。

(議長) では、今後の地域の農業への関わりについて、お願いします。

(〇〇氏) はい。大変申し訳ありませんでした。今後は必ず市役所の農林課の方に相談しながら、農業委員会の方の許可を得てから、何か動く時にはそうする所存です。あと、また、農地を借りることに対しても、近隣の方の農家さんと上手にお付き合いさせていただくように努力します。農地も雑草を生やしたりとかいたしませんので、申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、ご本人からご説明いただきましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) 農業委員の大福と申します。●●●を担当しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

(〇〇氏) よろしくをお願いします。

(大福委員) 今回、駐車場や先ほどご説明ありましたコンクリート等が敷かれてしまっているということで、その辺について書類を書きいただきまして、ありがとうございます。まず、基本的に、あの、3年ほど前ですかね。あそこに建物を建てるということで、●●●●施設という形でお伺いはしていたのですが、現状と言いますか、これからも含めて、あの施設をどのように活用されていくのか、例えば販売とか、そういったことも含めて、今後の計画について少しお聞かせください。

(〇〇氏) はい。あの、まず、ブドウ栽培をしまして、収穫したブドウを工場で●●●にしてそれを販売しています。販売はこの後も農産物を加工した物は販売する予定です。以上です。

(大福委員) あの、販売というのは、そこで作られた物の販売、ということでしょうか。

(〇〇氏) そうです。はい。

(大福委員) あの、では、よそから買い付けた物とか、そういったお話はあまり考えてないという感じで、現状の認識はよろしいですかね。

(〇〇氏) あの、ブドウに関しましては、あの畑の他にも一部買い付けて工場で作っている物があります。あの、●●●が●●の担当になるのですけれども、年間の総生産量の下限があります。何千リットル以上は作らなければいけないという決まりがあるので、それに不足する分は一部買い取っていますが、これから農地を広げることができて、栽培、収穫ができるようになれば買い付けの方はもちろんしないうちです。●●●の●, ●●●リットルという縛りがあるので、一時的には買い付けている物も現在はあります。

(大福委員) はい。ということは、この後も多分●●●を中心ですかね、農地をお借りいただいて農地を増やしていく感じ、ということですね。

(〇〇氏) はい。可能でしたら、ぜひそうさせていただきたいと思っています。

(大福委員) はい。あの、そういった形ですと、今後はより近隣の方とね、密に接していく形になると思うのですが、この●●●地域に限らず、比較的普通の露地野菜の栽培が大体多い地域になります。そういった所ですと、基本的にトラクターや耕運機等である程度畑を耕して、ほとんど草がないぐらいの状態まで、1回とか2回とか、きれいに耕すのが割と一般的な形の畑の在り方になります。〇〇〇〇〇〇〇〇さんの方は果樹ということで、少し栽培については違うところが当然あるのかと思うのですが、地域の農家の方の中には隣からの草とか、種が飛んで来たりとか、そういうのを嫌うと言いますか、そういう方もいらっしゃると思いますので、地域の方のお考えもよく検討された上でうまく付き合っていきたいと思います。

(〇〇氏) はい。分かりました。

(大福委員) すみません。あと、1点なんですけど、実際近くの方で声を聞いている話ですと、隣が農道になるのですが、東隣ですね。縦の道が農道で、南側が一般の道路になりまして、南側の道路が、これはしょうがないんですけど、裏道みたいな形で、割と車が飛ばしてくるんですよ。地域の農家の方は上から軽トラか何かで、おじいさんとかがやってきて、結構車を注意しなければいけない。そういった中でこの土地の角、割と危ない場所になっておりまして、その辺もふまえて、土地の境界なんですけれども、垣根とか塀が今、建っている訳なんですけ

れども、そういった所が見えにくくなったり、そういうのが非常に、地域の農家の方で少し懸念されている部分もありますので、ぜひ垣根の手入れと言いますか、しっかりとそういうことはやっていただいて、周りに配慮する形をくれぐれもよろしくお願いします。

(〇〇氏) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(栗原委員) すみません。栗原と申します。先ほどのご説明をお伺いして、結果的に当初の申請面積の中では収まらなくなったという形で受け取ったんですけれども、それは当初の計画が見積もりが甘かったのか、それとも、やっているうちに、もっともっと、という形で結果的にどんどん広がっていったしまったのか、その辺り、会社としてどのような感じなのかをちょっとお伺いしたいんですけど。

(〇〇氏) 今のご質問は、面積が増えたことに対する考え方が最初からなのか、後から結果的に増えたのかというご質問でしょうか。

(栗原委員) そうですね。当初の計画がそもそも甘くて、最初の申請の面積が狭かった。で、結果的にオーバーしてしまった、という形なのか、それとも、経営をしているうちにもっともっとという形で広げていった結果、増えてしまったのか。その辺りをちょっとお伺いしたいんですけど。

(〇〇氏) 甘かったと思います。

(栗原委員) 甘かった。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(米倉委員) すみません。米倉と言います。あの、ちょっと素朴な疑問なんですけど、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんの実質的に代表をされているのは？

(〇〇氏) 社長は、代表取締役は△△です。本日は別の仕事をしていますので、本日はこちらに伺えなくて申し訳ありません。実質的には私がほとんど管理、運営の方はしております。

(米倉委員) 今回、始末書とかも出されていますよね。本来なら、会社を代表される方が来て話をするべきかなと思っているんですけど。

(〇〇氏) はい。

(米倉委員) じゃあ、今後は一応、農地としての使い方を遵守するということで、了承されていると判断してよろしいんですね。

(〇〇氏) はい。

(米倉委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(嶋崎委員) では、ひとつ。すみません。嶋崎と申します。この始末書の方にもね、農地転用が必要であると認知していたにも関わらず、先んじてやってしまったということ、この辺、よくご存じな訳ですよ。これ見ると。許可をもらわなきゃいけないという。違いますかね。いや、ここに書いてある。文章の通りで見れば。じゃあ、なぜ、知っていながら、相談をされなかったかという、その辺をちょっと教えていただければと思います。

(〇〇氏) あの、今から考えれば非常に順番が違ったと思います。当時は必要でしてしまったというのが、実際のところですよ。

(嶋崎委員) その辺なんですけど、知っていたんだけど……。そこがちょっと、大変疑問を感じましてね。

(〇〇氏) 申し訳ございませんでした。

(嶋崎委員) いかに忙しかったかどうかは分かりませんが……。という質問です。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。あの、今回の件は無断転用ということで、絶対にやってはいけないことなんですけれども、また今後、拡大するにしてもこの総会の許可を得ないと、農地を借りたり買ったりはできませんので、ぜひ法律は守るようにお願いいたします。本日はどうもお忙しいところありがとうございました。

(〇〇氏) はい。大変申し訳ございませんでした。

(〇〇氏 退室)

(議長) 何かご質問ございますか。

(野崎委員) 農業施設として、ひとつの畑で2アールの農業用施設しかできないんですよね？

(事務局) 許可不要で建てられる農業用施設は2アール未満になります。それ以上は東京都の許可を取れば2アール以上でも転用はできます。

(野崎委員) 今回ここで、●●●㎡が農業用施設に転用をかける訳ですから、そのために東京都の許可を取るという、そのための4条ですよね？

(事務局) はい。そうですね。

(野崎委員) 分かりました。

(米倉委員) 農業用施設って駐車場も含まれるんですか。

(事務局) 含まれています。

(野崎委員) 全部含まれている。

(事務局) 一応、2アール未満の農業用施設の中には、駐車場を設置することもできますね。

(野崎委員) 確か前の時は●●●㎡でしたっけ？

(事務局) ●●●㎡でいくつもありで……

(野崎委員) ●●●㎡……建物ギリギリだったんだ。

(事務局) ギリギリです。建物だけで。

(栗原委員) そもそも、あそこに建物を建てる計画で販売店舗ってありました？

(議長) いや、なかったんじゃない？

(栗原委員) ●●施設はもちろんあったと思いますけど。

(議長) 見学はさせるけど、という感じだったんだよね。

(栗原委員) 最初にあの建物の計画の図面とかそういうの、もらってたんですしたっけ？何か最初の申請の時そこまで出てたかな、という記憶がどっかにあるような気が……

(事務局) いや、出てなかったと思いますね。図面しかなかったと思います。中のこの場所は何、この場所は何、というところまでは当時の図面にはなかったと思います。

(大福委員) 搬入車が1台止められるぐらいの話でしか聞いてなかったの。

(事務局) そうです。

(大福委員) それで、その後に、駐車場のようにはしか見えない物をいくつか作り出した時に、すぐ指摘はさせていただいて、そこの部分の例えば輪留めみたいな物は外していただいた、という

ところはあるんですが、明らかに当初の動きが、そういうお店のような感覚で、すぐ動かれていたように思います。

(議長) いつ頃できたんですって？

(事務局) 令和3年の8月です。3年半ぐらい前です。

(大福委員) 販売については大丈夫なんですか？

(事務局) 販売については農業用施設の中では大丈夫になっています。

(大福委員) レストランはまずい、というところですか？

(事務局) そうですね。はい。

(大福委員) 今、追認という形ですけど、その辺をクリアすれば今後農地を追加で借りることができるというお話については、東京都は追認という形であれば、そういう件は容認できるというような？

(事務局) そうですね。これで許可が下りればですけど、農地法は一応遵守はしている状態にはなるので、今後畑を借りるというので、総会の方にも話が上がってくると思います。

(議長) 他に何かご意見ございますか。これ、あくまでも、ここで決定するんじゃないくて、ここの話し合った結果を東京都へ送る訳ですか？

(事務局) はい。

(議長) そういうことなんですけど、少し意見を付して・・・

(事務局) 付して、ということもできます。

(議長) それで、ちょっと先ほど出た意見をまとめて、付して。

(事務局) はい。分かりました。

(議長) では、そういうことで、よろしいですかね。

(嶋崎委員) できればね、その辺やっぱ、知っててやったということを、これは明確に謳った方がいいような気がする。許可するにしてもね。

(議長) では、よろしいですか。それでは、経由14の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 意見を入れておいてください。

(事務局) 意見を入れて進達するようにします。

(議長) では、異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第2号議案、収受112について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年1月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受112 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受112について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。1月22日に渡邊委員と事務局2名と私の4名で現地を確認しました。地図は

10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は地目は田になっているのですが、水が入っていないので現状は畑の状態です。耕耘されてすぐにでも作付けできるような状態でした。譲渡人と譲受人は兄弟で、長男から三男に所有権移転するということです。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受112について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和7年1月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。それでは番号1について、説明をさせていただきます。1月22日に小川委員と事務局2名と現地を確認いたしました。地図は12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地は申請人の〇〇〇さんのご自宅の南側になりまして、ビニールハウスが4棟、それ以外は柿と栗が栽培されておりまして、良好に営農されている状況でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の野崎委員、説明よろしく願いいたします。

(野崎委員) はい。それでは番号2の現地調査について、報告をさせていただきます。先ほど大福委員から報告がありました同日、1月22日に大福委員と事務局2名、私の4名で現地調査を行いました。地図は13ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑①、畑②、畑③の3筆が一体的にありまして、ここは現在は作付けされておりましたが、きれいに耕耘されておりました。それから右側の畑④の上の三角形の部分は、中央にマルチが2列敷かれて、その1列の半分にはニンニクが植えられておりました。その東隣にはまだ収穫していないジャガイモが3柵ほど植わっていました。他の部分については全てきれいに耕耘されておりました。畑⑤、畑⑥の部分につきましては、南北に長く4棟のビニールハウスがあります。その1棟はフレームだけの状態でしたけど、他の3棟は比較的新しく、現在作付けはされていませんけど、立派なハウスが建っておりました。ハウス内は耕耘がされておりました。畑⑦には、南東側にミカンが3本、中央部分にはカボスの苗木が3本、ブラックベリーの苗木が2本植えられていました。以上のことから、〇〇さんは継続して農業経営を行っていることを確認いたしました。私からの報告は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何か質問はございますでしょうか。

(本郷委員) 地図で質問なんですけど、この3筆3筆は境がないのですか。

(事務局) 公図がないんです。

(本郷委員) 公図がなく、地番が3つある・・・

(事務局長) 境界未確定だということに・・・

(本郷委員) 境界未確定・・・同一人物で境界が未確定？

(事務局) そうなんです。

(野崎委員) あの部分がですね、国調が終わってない。だから境界が、筆界が明確になってないという所なんです。

(本郷委員) 他人様がいれば境界未確定ってあるけど、同一人物で筆界が決まらないなんて普通はあり得ないですよ。まあ、直接的なことじゃないので、分かりました。

(議長) 他に何かご質問はございますか。

(大福委員) 私も一緒に拝見させていただきました。そこで率直に思ったことを申し上げますと、非常に、作付けの合間と言いますか、土地が空いておりました。きれいに耕耘はされているんですけども、この野菜の高い時期、かなり空いているのを見まして、少しもったいないなと。ぜひ頑張って作付けしていただければなと思います。以上です。

(議長) 他に何かありますでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) それでは続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。それでは番号3について、説明をさせていただきます。1月22日に小川委員と事務局2名と現地確認をいたしました。地図につきましては、14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地ですが、現在冬ですので、何も作られていないのですが、トラクターによる耕耘が良くされておりました。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、収受161について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第5号議案、農地法第46条の規定に基づく国有農地等の買受申込者に関する意見の照会について。下記の買受申込者については、農地法施行規則第95条に規定する国有農地等の買受者として妥当である旨の意見を回答する。令和7年1月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・収受161 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受161について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。22日に田中委員と事務局2名と共に現地を確認してまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地なのですが、南北に細長い圃場で、全体を鉄柵で囲われて獣害対策をしてありました。今回購入を希望されています〇〇さんが、すでにこの場所を借りて耕作をされております。全体の半分ぐらいに多分スナックだと思うのですが、エンドウマメ系の物、あとタマネギ、ノラボウ等が植えてありました。残りの半分は耕耘してありまして、次すぐに作付けできる状態になっておりました。全体的にきれいに管理されておりましたので、何ら問題ないかと思えます。以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(嶋崎委員) ひとつ、教えてください。あの、国有地の農地はずっと作っていた人が優先的に買えるということでしたよね？

(事務局) そういうことで、いいと思います。

(嶋崎委員) 確かそんな決まりがあったんですよね？ありがとうございます。では、この方がずっと借りてやっていたんですよね？

(事務局) そうですね。

(議長) 他にご質問ございますか。

(大福委員) すみません。これは借入地が●●●㎡で、今回買い受けを希望する土地の面積と同じなんですけど、この土地のことでよろしいのですか。

(事務局) はい。そうです。

(大福委員) では、新たに追加する訳ではない？

(議長) そうですね。その、借りていた所をそのまま買うという。他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受161の〇〇〇〇さんは、農地法施行規則第95条に規定する国有農地等の買受者として、妥当である旨の意見を回答することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、第6号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員) よろしくをお願いします。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年1月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは番号1について、説明をさせていただきます。地図は16ページをご覧ください。1月22日に大福委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

現在は全面が耕耘されていて、畑の東側の所に南北に長いトンネルが1本ありまして、そこにカブとホウレンソウが植え付けられておりました。またその隣には黒マルチが1本敷かれていて、〇〇さんがちょうど春ダイコンの種まきを行っておりました。また、隣接地および周辺は〇〇さんが耕作している畑で囲まれておりまして、〇〇さんがここで更新して利用権の設定を受けるにふさわしいというように思います。私からの報告は以上です。ご審議よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 事務局に聞きたいんだけど、今回更新で10年なんだけど、賃借料が●, ●●●●円になってるんだけど、使用貸借じゃなくていいのですか。

(事務局) 一応今回、中間管理の長期貸借奨励事業というのを使いまして、奨励金は東京都から出るのですが、権利の種類については使用貸借でも、賃貸借でもどちらでもいいとなっております。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2, 番号3についてですが、こちらは関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号2 朗読)

(第6号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2, 番号3について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。1月22日に事務局2名と橋本委員の4名で現地を確認いたしました。場所につきましては、17ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑につきましてはブルーンの苗が1本と、イチジクの2年生か3年生ぐらいの物が1本植えてありまして、下草はきれいに刈られている状態であります。ここは住宅街に囲まれておりまして、元は栗林であったようですね。それで、栗の木については地面すれすれに切られておりましたが、抜根はされておられません。ですから、畑として耕耘するのは非常に困難な状況にあります。そういったことから借主につきましては、今後イチジクを植え付けていきたいと、そんな風に考えておるそうでございます。次に18ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑につきましては、一面ノラボウが作付けされておりまして、これから収穫を迎える状況です。更新ということで特に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号2, 番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号4, 番号5についてですが、こちらは関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書8ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号4 朗読)

(第6号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4, 番号5について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。1月22日に私と事務局2名の3名で現地調査に行っておりまして。地図は19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、良く耕耘されておりまして、いつでも作付けが可能でありました。それで、中間管理で借りるということなのですが、当該地の南側の住宅の方が〇〇さんと言いまして、今現在、八王子にある農業研修施設の方で学んでいる最中で、今後新規就農者として農業をやりたいということで、ちょうど自宅の前の土地なので借り受けたいということで、先に中間管理が借り受けたということでございます。今後のこの土地の管理につきましては、この〇〇さんがやっていくということになっているようです。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) たびたび、すみません。中間管理機構が借りるということ、3年も中間管理機構が借りっぱなしなのかどうかというの、すごく人ごとながら知りたいと言うか。中間管理機構は耕耘なんかしないというか・・・耕作だとか、耕耘だとか、そういうのをやらないと、草になっちゃうというような状態で。

(事務局) 一応、耕耘の方はこれから借りる予定の〇〇さんが八王子の農業アカデミーからトラクターとかを借りて、作付けはしないのですが、土の管理とかはしていくと聞いています。その、3年間というのは、アカデミーを卒業したら貸し替えと言うのか、今度は農業会議から〇〇さんの方に畑を貸し付ける、その時には10年とかの貸し借りもできますので、その時には奨励金が所有者さんには入る形になります。

(小川委員) なるほどね。分かりました。

(事務局) 草にはならないかなと思っています。

(議長) 他にご質問ございますか。

(大福委員) あ、〇〇さんは多分アカデミーの1年生だと思うんですよ。

(事務局) そうです。

(大福委員) その後、実際に卒業されて、畑を実際に自分の物として使うには、1年ちょっとまだありますが、その時にこのお話では遅いのですか。なぜ、今なんでしょう。

(事務局) 所有者さんから今すぐにでも借りてほしいと言われたので、その場合だと、新規就農はあくまでも学校を卒業してからじゃないと野菜を作ってはいけないので、学校を卒業するまで待ってもらえませんかと言ったのですが、できることなら、もう管理もできない

から、すぐにでも借りてほしいと言われたので、こういった形にさせていただきました。

(大福委員) 実質、〇〇さんが使用されるということで？

(事務局) 実質は〇〇さんが使用するということで、大丈夫です。

(嶋崎委員) ただ、前回もあったんだけど、卒業して、認定取れなかったらどうするの？という話。

(事務局) 認定が取れなければ借りられないです。

(嶋崎委員) 借りられないでしょう？その辺どうします？もし、落ちてしまったら？

(事務局) そうですね。そうなった時にはどなたか別の方を、借りていただける方を探します。

(嶋崎委員) そこがやっぱり、はっきりしておかないとね。まずいと思う。多分、アカデミーは
2年間かな。多分大丈夫なはずなんだけど。

(事務局) 大丈夫だとは思いますが。

(議長) 他にご質問ございますか。

(米倉委員) これ、一般的に中間管理機構を通した時の農地の貸し借りの手順というのは、貸したい人発信なんですか。それとも、借りたい人発信なんですか。

(事務局) どっちもあるんですけど、多いのは、貸したい人発信ではあります。

(米倉委員) 貸したいという人が中間管理機構に申請して、中間管理機構が期限を決めて借りているんですか。それとも預かりにしているんですか。

(事務局) まず、貸したいという問い合わせが中間管理機構や市役所に来るんですけど、そこで、まず相手を、借りたい人を見つけるんです。その貸し借りが揃った段階で申請が上がってくるような形にはなっています。

(米倉委員) その間、金銭の・・・

(事務局) 授受とか、やりとりはないです。正式に貸し借りが成立するまでは、そういうのはないです。

(米倉委員) じゃあ実際に、その、借り手が複数いた場合に・・・

(事務局) 借りたい人が、自分も借りたい、私も借りたい、となった場合ですか。一応そういったことも過去にはあったりしたのですが、当事者同士でお話し合いをしていただいて、どっちが借りるかを決めていただいたりしました。

(米倉委員) はい。分かりました。

(平野委員) 今回はどうなっているんですか。〇〇さんは探していた訳じゃなくて、たまたま自宅の前が使ってほしいという土地が来たから、今回こういうような？

(事務局) 今回は〇〇さんからです。〇〇さんから裏の畑が使ってないようなんですけど、ちょっと問い合わせいただけないですか？と言われたので、こちらの方で所有者さんにお話に伺いました。

(平野委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号4, 番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会1月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、2月25日、火曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時58分